

新型コロナウイルスの感染状況に応じた活動の目安となる行動指針を策定しました。

引続き、感染防止のための取組みである「マスクの着用」「手洗い・手指消毒」「常時換気」及び「身体的距離の確保」、3つの密（密閉、密集、密接）や『感染リスクが高まる「5つの場面」』等を避ける行動を徹底するようお願いいたします。

この行動指針についてはあくまでも目安であり、その時の蔓延状況および今後の感染状況に応じて随時変更する場合があります。

○ 現在（4月7日～） **レベル2【警戒】** 活動のある程度制限し、リスクの低い活動を中心に実施

| レベル | 各レベルの状態(目安) | 授業 | 教職員の勤務 | キャンパス立ち入り | クラブ活動等 | 事務体制 | 会議 | 施設貸出 |
|------------------------------------|--|--|---|--|------------------------------------|--|--|--|
| 0 通常の活動 | 0 | ・通常どおり | ・通常どおり | ・通常どおり | ・通常どおり | ・通常どおり | ・通常どおり | ・通常どおり |
| 1【注意】 感染防止策を最大限講じた上で活動を実施 | ○市内・本校周辺地域での新規感染者が散発的に発生している状態 | ・感染防止策を講じた上で、対面授業を実施する。 ・一部の指定する授業は遠隔授業を実施する。 | ・感染防止策を講じた上で、通常の出勤を認める。 | ・感染防止策を講じた上で、立ち入りを認める。 | ・各種目別のガイドラインに基づく感染防止策を講じた上で活動を認める。 | ・感染防止策を講じた上で、通常と同様の業務を行う。 | ・感染防止策を講じた上で、人数・時間を制限して実施する。 | ・主催者の責任において感染拡大防止を徹底し、人数を制限して貸出を許可する。 |
| 2【警戒】 活動のある程度制限し、リスクの低い活動を中心に実施 | ○市内・本校周辺地域での新規感染者が増加傾向にあり、感染拡大に警戒が必要な状態 | ・感染防止策を講じた上で、対面授業を実施する。 ・一部の指定する授業は遠隔授業を実施する。 | ・感染防止策を講じた上で、通常の出勤を認める。 | ・感染防止策を講じた上で、立ち入りを認める。 | ・各種目別のガイドラインに基づく感染防止策を講じた上で活動を認める。 | ・感染防止策を講じた上で、通常と同様の業務を行う。 | ・感染防止策を講じた上で、人数・時間を制限して実施する。 ・Web会議（メールも含む）の積極的利用を促す。 | ・主催者の責任において感染拡大防止を徹底し、人数を制限して貸出を許可する。 |
| 3【厳重警戒】 活動を大幅に制限し、リスクの低い活動のみ実施 | ○緊急事態宣言が発令されており、不要不急の外出・移動の自粛要請が出されている状態 又は ○市内・本校周辺地域での新規感染者の急増で感染拡大のリスクが高まっている状態 | ・感染防止策を講じた上で、対面授業を実施する。 ・一部の指定する授業は遠隔授業を実施する。 | ・感染防止策を講じた上で、通常の出勤を認める。 ・原則出張を中止する。 | ・感染防止策を講じた上で、立ち入りを認める。 | ・原則活動禁止とする。 ・本校が許可した一部の活動のみ認める。 | ・感染防止策を講じた上で、通常と同様の業務を行う。 ・時差出勤の積極的利用を促す。 | ・感染防止策を講じた上で、人数・時間を制限して実施する。 ・Web会議（メールも含む）の積極的利用を促す。 | ・学外貸出を不可とする。 ・学内関係者の貸出は人数を制限して許可する。 |
| 4【緊急事態】 活動の原則停止 | ○緊急事態宣言が発令されており、休業要請が出されている状態 又は ○校内でクラスターが発生し、中学・高校を閉鎖せざるを得ない状態 | ・原則遠隔授業を実施する。 | ・原則自宅での在宅勤務とし、授業の準備等で必要不可欠な場合のみ施設への立ち入りを認める。 ・出張を中止する。 | ・原則立ち入り禁止とする。 ・本校が許可した一部施設のみ立ち入りができる。 | ・活動禁止とする。 | ・各部署は事務機能を最低限維持するための業務を行う。 | ・Web会議（メールも含む）で実施する。 ・緊急対策会議は対面で実施する。 | ・貸出を不可とする。 |

※決定事項については、本校ホームページやclassi等でその都度最新情報を発信します。